

こども誰でも通園制度の導入の検討について

こども部保育運営課

1 国の状況

(1) 法令関係

令和8年度からの制度創設を定めた「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」が成立し、順次施行されます。

◇児童福祉法において「乳児等通園支援事業」を規定

◇子ども・子育て支援法において「乳児等のための支援給付」を規定

(2) 検討状況

「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」（こども家庭庁）において、本格実施に向けたスケジュールのイメージが示されました。

令和6年度	令和7年度	令和8年度
○ 制度の本格実施を見据えた試行的事業 ・115自治体に内示（令和6年4月26日現在） ・補助基準上一人当たり「月10時間」を上限	○ 法律上制度化し、実施自治体数を拡充 ・法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ	○ 法律に基づく新たな給付制度 ・全自治体で実施（※経過措置あり） ・内閣府令で定める月一定時間までの利用枠

【令和7年度 地域子ども・子育て支援事業の実施に向けて】

- ・ こども家庭庁において、令和6年秋頃を目途に、制度に係る設備及び運営に関する基準（内閣府令）の制定を予定。

令和7年度の地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村においては、実施に先立って、当該基準に基づく条例改正の手續、市町村長による制度の実施事業所の認可手續が必要。

【令和8年度 法律に基づく給付制度の実施に向けて】

- ・ 令和7年度の地域子ども・子育て支援事業を実施しない市町村においても、令和8年度からの子ども・子育て支援法に基づく新たな給付としての実施に向けて、令和8年度までに内閣府令に基づく条例改正の手續、市町村長による制度の実施事業所の認可手續が必要。

こども家庭庁において、令和8年度からの子ども・子育て支援法に基づく新たな給付としての実施に向けて、令和7年度中に所要の法令（内閣府令等）の制定を予定。当該法令においては、制度の認定申請の手續、特定乳児等通園支援事業に関する基準、利用可能枠、給付費の支給に関する事項等が定められる予定。

全ての市町村において、令和8年度までに、特定乳児等通園支援事業に関する基準に基づく条例制定、市町村長による特定乳児等通園支援事業者の確認手續が必要。

※令和6年6月26日「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（第1回）」資料1から抜粋

2 本市の検討状況

(1) 前回会議までの議事概略

- ◇「こども誰でも通園制度」は、令和8年度から全国で本格実施される新制度。生後6か月～満3歳未満の未就園児が保護者の就労等に関係なく保育所等を月一定時間まで利用可能。
- ◇市内の私立園（認可保育園，認定こども園，幼稚園）113園に意向調査したところ，必要定員数（235人）の約7割の実施意向（条件付き含む）があることを確認。
- ◇本市が主導して事業を実施する必要があること，私立園のみでは必要定員数の確保が困難であることから，公立保育園においても事業を実施することを検討中。

(2) 現在の検討状況

- ◇令和7年度中に，こども誰でも通園制度に係る事業（乳児等通園支援事業）を開始。
- ◇以下施設で市直営事業として実施することを検討中。
 - ①松葉保育園
 - ②酒井根保育園
 - ③子ども・子育て支援複合施設 TeToTe（柏駅前送迎保育ステーション内）
- ※①②については，公立保育園の0歳児及び1歳児の定員数を調整することで事業の実施場所及び人員の確保を行います。
- ◇私立園については，国が「制度に係る設備及び運営に関する基準（内閣府令）」を制定した後に，改めて意向調査を行う予定です。